

○上田市工業支援専門家登録規定

この規定は、上田市工業支援専門家派遣事業実施要領第5条の上田市工業支援専門家登録について、下記により登録することとする。

- 1 中小企業等の経営課題を解決するために必要な専門的、実践的知識、技術、技能等を有し、次のいずれかに該当する者であること
  - ア 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者
  - イ 会社等の経営管理、渉外、知財又は技術開発部門等として10年以上の実務経験を有する者
  - ウ 経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有するものと認められる者
  - エ 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者

平成27年4月1日制定

平成30年9月1日一部改定